

「調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を改正する件(案)」に対する意見募集の結果について

令和4年1月13日(木)
環境省地球環境局地球温暖化対策課

「調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を改正する件(案)」について、以下のとおり意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

1. 概要

- (1)意見募集期間:令和3年9月29日(水)～令和3年10月29日(金)
- (2)実施方法:電子政府の総合窓口(e-Gov)
- (3)意見提出方法:e-Govの意見提出フォーム、郵送

2. 意見募集の結果

- (1)意見件数:5件
- (2)お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方:別紙のとおり

お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方

※本計画に関する御意見について、一部要約し、整理しています。(本改正案の内容と直接関係がないと考えられる御意見は除いています。)

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|---|--|
| <p>改正後の案に追加された「除く」に目を付ける人(企業)が現れるため、追加しない方がいい。排出量が多くてもその分を吸収してくれる森林の確保さえあれば良いとなると排出量自体は減らない。一旦排出してから森林に吸収されるのだから森林のコンディション次第では吸収されない場合もありえる。吸収されないかもという前提で排出量を決定すべきである。</p> | <p>本告示の改正は、森林の整備及び保全により吸収された温室効果ガスの吸収量として認証された国内認証排出削減量を移転した特定排出者が、必要以上に多くの調整後排出量を報告することを防ぐことを目的としています。森林の整備及び保全により吸収された温室効果ガスの吸収量として認証された国内認証排出削減量は、国が運営管理する制度に基づいた方法論に従ってモニタリングされ、第三者機関による検証を受けた上で認証された量であり、ご懸念にはあたりませんので、原案のままとします。</p> |
| <p>森林による CO2 吸収の場合のみならず、CCS による CO2 吸収の場合も、それを行ったからといって電気量×係数によって算定される CO2 排出量が少なくなるものではなくダブルカウントの問題が生じないことから、同様に「第二」「1」「三」の適用除外とすべきではないか。</p> | <p>現行制度において、国内認証排出削減量として認められているクレジット等に、CCS によるものは存在しないため、原案のままとさせていただきます。</p> |
| <p>事業本体で CO2 排出量を減らせというものに見受けられるが、ますます事業の足かせになる。まやかしの CO2 地球温暖化説に基づき、カーボンニュートラルを強いるのはやめていただきたい。</p> | <p>算定・報告・公表制度は、事業者が自らの活動により排出される温室効果ガスの量を算定・報告することで、自らの状況を把握することを目的とする制度です。</p> <p>本告示の改正は、当該制度において、森林の整備及び保全により吸収された温室効果ガスの吸収量として認証された国内認証排出削減量を移転した特定排出者が、必要以上に多くの調整後排出量を報告することを防ぐことを目的としております。</p> |